

寄居町告示第43号

寄居町物価高騰対策農業者支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年3月19日

寄居町長 峯岸 克明

寄居町物価高騰対策農業者支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、国際情勢に影響を受けやすく海外依存度の高い原油、肥料原料や資材等の物価高騰に伴い、農業経営コストの増加の影響を受けている農業者に対し、事業の維持又は継続のための支援として、町が予算の範囲内において交付する寄居町物価高騰対策農業者支援事業補助金（以下「補助金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金に関しては、寄居町補助金等の支給手続等に関する規則（平成30年寄居町規則第13号。以下「規則」という。）に定めるほか、この告示に定めるところによる。

(交付対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 令和7年12月1日時点において町内に住所を有する個人又は主たる事業所を町内に有する法人であって、次のいずれかに該当するもの
ア 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の認定を受けている者（以下「認定農業者」という。）

イ 法第14条の4第1項の認定を受けている者（以下「認定新規就農者」という。）

ウ 寄居町畜産振興協会、寄居町観光農業推進協議会、寄居町4Hクラブ又はふかや農業協同組合の組合員が組織する生産者部会のいずれかに所属している者

(2) 令和7年1月1日から同年12月31日までの1年間において、農畜産物の販売実績を有する者

(3) 町税を滞納していない者

(4) 補助金の交付後においても、農業経営を継続する意志がある者

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は寄居町暴力団排除条例（平成24年寄居町条例第4号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条例第3条第2項に規定する暴力団関係者が関与する者でない者

(補助金の交付)

第3条 交付対象者に対して交付する補助金の金額は、1経営体につき3万

円とする。この場合において、令和7年12月1日時点の個人の認定農業者については3万円を、法人の認定農業者、法第13条の2の手続きによる認定農業者及び認定新規就農者については6万円を加算することができる。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、町長が指定する期日までに、寄居町物価高騰対策農業者支援事業補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 令和7年中の農畜産物販売金額の分かる書類の写し（確定申告書、収支内訳書、町民税県民税申告書、販売証明書等）
- (2) 申請者名義の振込先口座の通帳等の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び確定)

第5条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の決定及びその金額を確定したときは、寄居町物価高騰対策農業者支援事業補助金交付決定兼確定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、補助金の不交付を決定したときは、寄居町物価高騰対策農業者支援事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(決定の取消し)

第6条 町長は、次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助対象事業の申請において不正な行為があったとき。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、補助金の使用が不相当と認めるとき。
- 2 補助金の交付を受けた者は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消されたときは、当該補助金の全部又は一部を返還しなければならない。
- 3 前項の規定により支援金を返還させるときは、寄居町物価高騰対策農業者支援事業補助金返還通知書（様式第4号）により当該申請者に通知するものとする。

(状況報告及び実績報告)

第7条 規則第11条の状況報告及び規則第13条の報告書の提出については、これを要しない。

(書類の整備)

第8条 補助金の交付を受けた者は、第4条各号に掲げる書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項の書類は、補助金の交付を受けた日の属する事業年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和8年9月30日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付の決定を受けたものに係るこの告示の規定については、この告示の失効後もなおその効力を有する。

様式第1号（第4条関係）

寄居町物価高騰対策農業者支援事業補助金
交付申請書兼請求書

年 月 日

（宛先）

寄居町長

住 所（所在地）

（法 人 名）

氏 名（代表者名）

⑩

（認農 認農・法 認農・広域 認就）

寄居町物価高騰対策農業者支援事業補助金交付要綱第4条の規定により、
下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請（請求）額 金 円

2 振込先（申請者名義の口座）

金融機関名	銀行・農協 信用組合・信用金庫	
支店名	支店・支所・本店	
口座種別	<input type="checkbox"/> 普通 ・ <input type="checkbox"/> 当座	
口座番号		
口座名義人	フリガナ	
	氏 名	

3 添付書類

- (1) 令和7年中の農畜産物販売金額の分かる書類の写し（確定申告書、決算書等）
- (2) 申請者名義の振込先口座の通帳等の写し

同 意 書

私は、寄居町物価高騰対策農業者支援事業補助金交付要綱による補助金の交付に係る審査のため、寄居町が町税の申告及び納付状況を調査し、並びに関係機関に照会することについて同意します。

(宛先)

寄居町長

年 月 日

申請者 住 所 (所在地)
(法 人 名)
氏 名 (代表者名)

様式第2号（第5条関係）

第 年 月 日 号

様

寄居町長



寄居町物価高騰対策農業者支援事業補助金交付決定兼確定通知書

年 月 日付けで申請のあった寄居町物価高騰対策農業者支援事業補助金の交付については、下記のとおり決定し、交付額を確定しましたので、寄居町補助金等の支給手続等に関する規則第7条第1項の規定により通知します。

記

- 1 交付額 円
- 2 交付条件

様式第3号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

寄居町長



寄居町物価高騰対策農業者支援事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった寄居町物価高騰対策農業者
支援事業補助金の交付については、下記のとおり不交付の決定をしましたの
で、寄居町補助金等の支給手続等に関する規則第7条第2項の規定により通
知します。

記

不交付の理由

様式第4号（第6条関係）

第 年 月 日 号

様

寄居町長



寄居町物価高騰対策農業者支援事業補助金返還通知書

寄居町物価高騰対策農業者支援事業補助金交付要綱第6条第3項の規定により通知しますので、下記のとおり返還してください。

記

- 1 返還すべき金額 金 円
- 2 返還期限 年 月 日
- 3 返還理由
- 4 返還方法